**『一宮町史研究』　投稿規程**

**１．目的**

この規程は、『一宮町史研究』（以下『町史研究』という。）への投稿に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**２．編集方針**

（１）『町史研究』は一宮町域を中心とした地域の歴史・民俗・産業・自然等に関する研究成果を掲載し、学術並びに文化の発展に寄与することを目的として発行する。

（２）『町史研究』に掲載する原稿及び編集にあたっては、根拠・論拠を明確にし、高い専門性を保つよう留意し、町民にとって有意義であるものでなくてはならない。

（３）『町史研究』に掲載する原稿は投稿規程に沿ったものとする。ただし、一宮町教育委員会から依頼された原稿、教育委員会主催事業による原稿はこの限りではない。投稿にあたっては３で定める原稿規定により掲載する。

（４）『町史研究』に掲載する原稿は、一宮町史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）に意見を求めた上、教育委員会が採否を決定する。ただし、掲載にあたっては投稿者に原稿の修正や補筆、文章表記の統一、調整を要請する場合がある。

**３．原稿規定**

（１）原稿の区分と字数

　　ア　学術論文　　　　　　　　２０，０００字程度

　　イ　研究ノート　　　　　　　１０，０００字程度

　　ウ　資料紹介　　　　　　　　　８，０００字程度

エ　歴史随想　　　　　　　　　３，０００字程度

オ　巻頭随想　　　　　　　　　４，０００字程度

（２）原稿の区分は編さん委員会に意見を求めた上、教育委員会が決定する。

（３）原稿は原則的に未発表の新たに書き下ろされた文章とする。

（４）写真・図版その他を転載して使用する場合や資料を掲載する場合は、投稿者がその許諾等の手続きを完了していることとする。

（５）原稿は電子データ及びプリントアウトしたものを提出する。なお、提出された原稿は返却しない。

（６）執筆者校正は初校までとする。

（７）掲載原稿の執筆者には、原稿料ならびに著作権使用料等は支払わない。ただし、一宮町教育委員会から依頼された場合はこの限りではない。また、執筆者には掲載誌を以下の部数贈呈する。

論文・研究ノート・史料紹介・巻頭随想　１０部　　歴史随想　５部

（８）投稿された原稿の著作権については、それぞれの著者に帰属する。しかし、掲載された原稿の版権、所有権は町に帰属する。『町史研究』ですでに公刊された論文、研究ノート、資料紹介その他の文章を本誌以外の電子媒体（町史編さんのホームページ等）で公開する権利は町が保有する。なお『町史研究』に掲載されたものを転載する場合は、発行後２年間は転載をご遠慮ください。発行後２年を経過した以後であっても、転載をする場合は事前に一宮町教育委員会にご一報ください。

（９）その他の個別条件については、その都度編さん委員会で審議の上決定する。

**４．その他**

　原稿の掲載にあたっては投稿者と一宮町教育委員会との間で覚書を交わすこととする。